

特定非営利活動法人香川ボランティア・NPO ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人香川ボランティア・NPO ネットワーク（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、香川県高松市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、自主的で非営利かつ公益性のある活動（以下、市民活動という）をより充実させるとともに、地域における市民活動をさらに活発にし、地域の誰もが、それぞれの生活をよりよくできる社会の実現を目指すことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤環境の保全を図る活動
- ⑥災害救援活動
- ⑦地域安全活動
- ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑨国際協力の活動
- ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪子どもの健全育成を図る活動
- ⑫情報化社会の発展を図る活動
- ⑬科学技術の振興を図る活動
- ⑭経済活動の活性化を図る活動
- ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑯消費者の保護を図る活動
- ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 市民活動の企画・運営に対する支援
- (2) 市民活動相互のネットワークづくり
- (3) 市民活動に関する調査、研究ならびに研修
- (4) 市民活動に関する政策提言
- (5) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し、事業の発展を維持する団体及び個人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業の発展に協賛する団体及び個人
- (3) 特別賛助会員 賛助会員の中で特に本会を支援する団体及び個人

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

3 会長は、理事会が前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の表決権等)

第9条 正会員は、総会における表決権を有し、役員改選時において役員に立候補し、又は役員候補を理事会に推薦することができる。

(退会)

第10条 会員は、会長に届け出ることにより、任意に退会することができる。

2 会員が死亡し、又は会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又はその目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第 12 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び選任)

第 13 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上8人以内

(2) 監事 2人以内

(3) 理事のうち1人を会長とし、1人を副会長とし、1人を専務理事とする。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長及び副会長、専務理事は理事の互選とする。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 監事は、理事又は職員を兼ねることができない。

第 14 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、理事会で定めた事業について会長とともに本会を代表する。

4 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 18 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める

(職員)

第 19 条 本会に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の議決を経て会長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から招集があったとき

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第27条 総会における決議事項は、第24条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、次条第1項及び第51条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が

議長とともに署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して召集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第4号の規定により監事から召集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における決議事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第 1 項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果並びに発言者の発言要旨
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が議長とともに署名、押印しなければならない。

(事業部会の設置)

第 39 条 本会は、第 5 条の事業を執行するために理事会のもとに次の事業部会制を設置する。

設置された事業部会は、その事業計画と執行・予算・決算について理事会に報告し承認をうけるものとする。

- 2 事業部会の改廃は総会において決定することとする。
 - (1) 交流事業部会
 - (2) 協働事業部会
 - (3) 研修・相談事業部会
 - (4) 情報収集・発信事業部会

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 41 条 資産は、事務局長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第 42 条 本会の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行う。

(会計の区分)

第 43 条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする

(事業計画及び予算)

第 44 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事務局長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、事務局長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て、香川県に寄附するものとする。

(合併)

第54条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条 本会の公告は、本会の掲示場へ掲示するとともに四国新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、本会の設立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 会長 福家明子

理事	副会長	大林設能
理事	事務局長	奥谷啓一（香川医療生協ボランティア「虹の会」）
理事	事務局次長	畑 政憲
理事		三木壽々子（三豊地区精神保健ボランティア「そよかぜ」）
理事		岡 浩美（綾上ふれあいネットワーク）
理事		藤阪芳伸（香川県要約筆記サークルゆうあい）
監事		岡田廣治
監事		太田光夫

- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本会の設立当初の事業年度の会費は、当該年度の日数にかかわらず第 7 条の規定に基づき定めた額とする。

会費	個人会員	3,000円
	団体会員	5,000円

附則

- 1 この定款は、平成 16 年度の総会で議決を得、所轄庁の認証を得た日から施行する。
- 2 役員は、第 13 条により定め、別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 役員の任期、事業計画、収支予算は各条項に従い定める。
- 4 本会の年会費は、第 7 条の規定に基づき定めた額とする。

年会費	● 正会員	個人会員	3,000円
		団体会員	5,000円
	● 賛助会員	個人・団体	1口 10,000円
	● 特別賛助会員		
		A個人・団体	1口 50,000円
		B個人・団体	1口 100,000円